

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、宮代町が策定した宮代町地域防災計画（平成30年4月一部改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

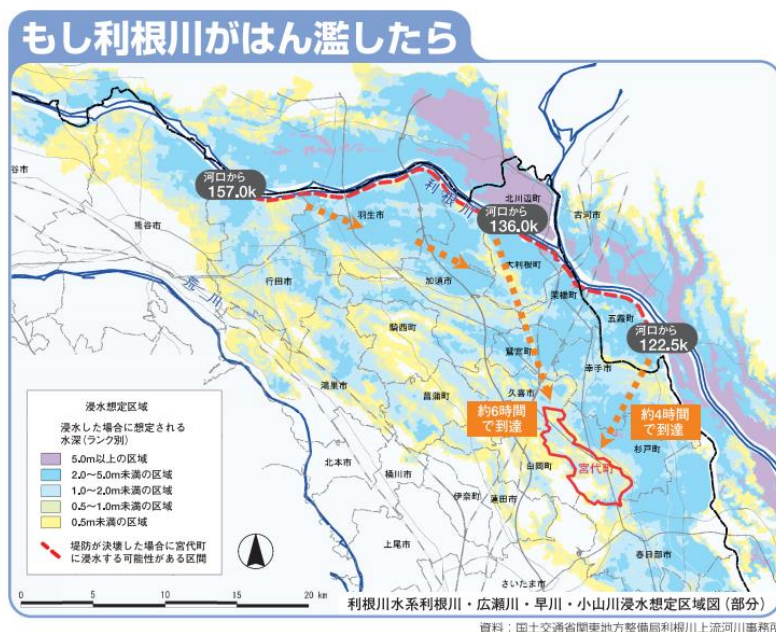
当町に影響を与える一級河川は利根川と荒川であり、わが国を代表する河川である。

利根川は国土交通省（利根川上流河川事務所）では概ね200年に1回程度起こる大雨（八斗島「群馬県伊勢崎市」上流域の3日間の総雨量318mm）が降ったことにより、利根川が氾濫した場合に想定されると浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。下の図は、その結果により浸水想定地区と最大浸水深の概要を示している。

※利根川の堤防が決壊した場合、宮代町に浸水する可能性があるのは、上流側は行田市の北部（157.0k）から、羽生市、加須市、久喜市、茨城県五霞町の江戸川を分派する付近（122.5k）までの区間（下部地図の赤破線の区間）である。

※利根川右岸（埼玉県側）で氾濫が生じると、決壊箇所により町の北側または東側からの氾濫水が流れてくる。町内で想定される浸水深は、最大で3m程度で、町中部から南部では、荒川に比べ利根川の氾濫時の影響が大きく、荒川の氾濫時より水位が高くなる。但し、下部の地図で白地となっている宮代町南西部から白岡市東部・春日部市北部にかけての「台地」の一部は浸水のおそれの少ない地域である。

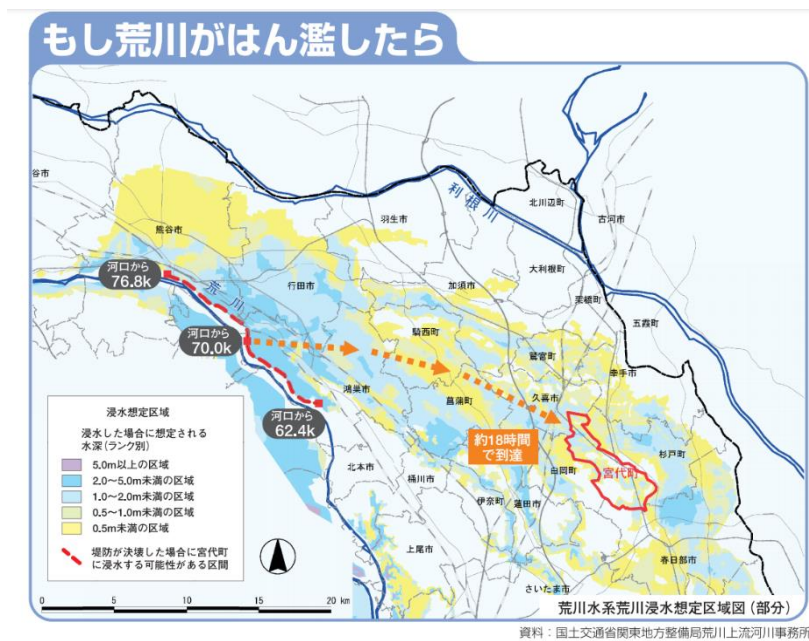
※宮代町に一番近い五霞町付近の堤防が決壊した場合、町の北東側の杉戸町方面から最短で堤防決壊後4時間程で氾濫水が到達すると予想されている。また、カスリーン台風のときの決壊地点付近（136.0k）で堤防が決壊した場合、須賀地区の北部では堤防の決壊の約6時間後に浸水が始まり、約10時間後に役場付近、約12時間後には、姫宮駅の南に達するものと予測されている。



【参考文献：宮代町洪水ハザードマップより】

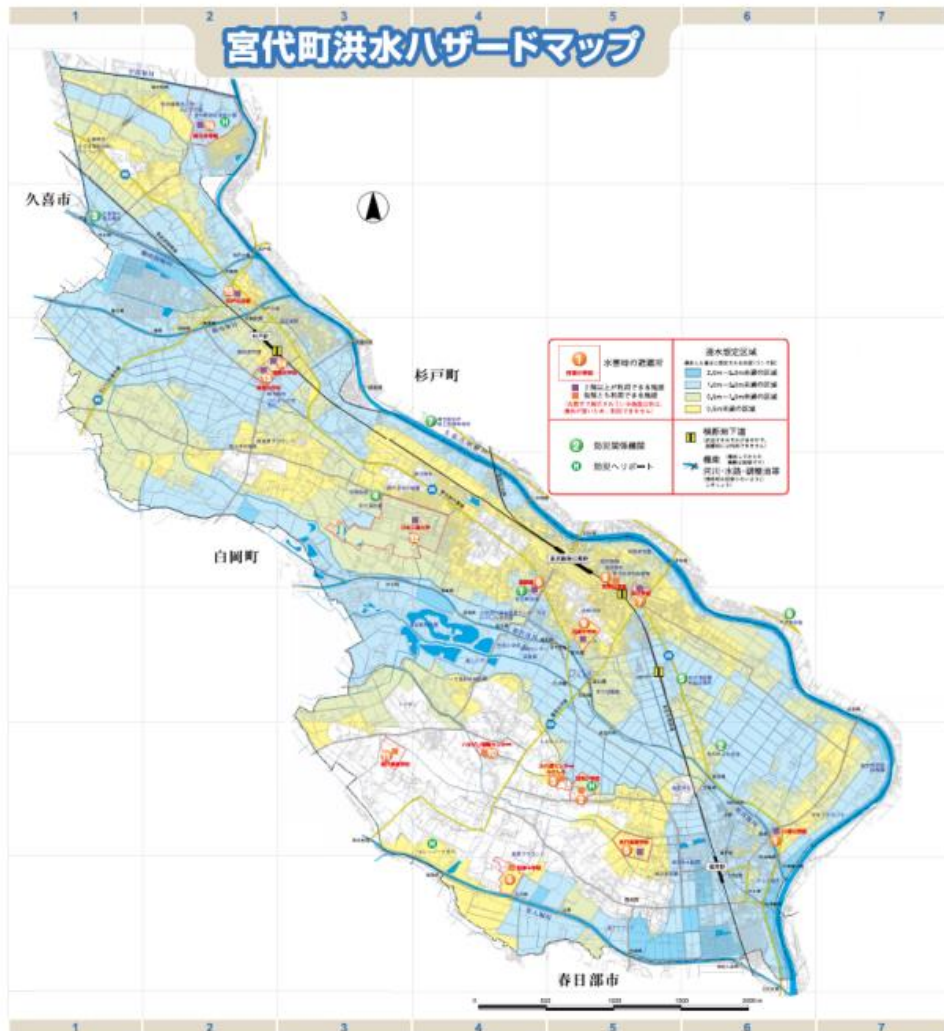
荒川は、国土交通省（荒川上流河川事務所）では、概ね200年に1回程度起こると想定される大雨（荒川流域の3日間総雨量548mm）が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションしている。下図は、その際の浸水想定区域と最大浸水深の概要を示したものである。

- ※荒川の堤防が決壊した場合、宮代町に浸水する可能性があるのは、上流側は熊谷市付近（76.8k）から下流は鴻巣市付近（62.4k）までの区間（下図の赤破線の区間）である。
- ※鴻巣市（旧吹上町地域）の70k付近で堤防が決壊した場合、宮代町への影響が最も大きくなると予想され、南東方向へ流れ下る氾濫水は、最短で堤防決壊後18時間程度で町の北西部に到着する。
- ※宮代町で想定される浸水深は、最大で3m程度だが、和戸、国納、宮代台、西条原周辺では、利根川の氾濫を上回る水深が予想される。但し宮代町南西部などは、浸水のおそれの少ない地域である。



【参考文献：宮代町洪水ハザードマップより】

宮代町では、利根川や荒川の堤防が決壊した場合を想定して、国土交通省が作成した浸水想定区域図をもとに、宮代町洪水ハザードマップを平成19年度に作成している。



【参考文献：宮代町洪水ハザードマップより】

■台風19号による町内の被害状況

宮代町内における台風19号の被害状況は以下のとおりである。

令和元年10月12日（土）から13日（日）にかけて発生した台風19号による町内の被害状況は次のとおりである。

- ・家屋浸水被害34件
- ・道路冠水 9か所
- ・倒木1か所
- ・避難所開設10か所（須賀小学校体育館、東小学校体育館、百間小学校体育館、進修館、百間中学校体育館、前原中学校体育館、総合運動公園、和戸公民館、百間公民館、川端公民館）
- ・避難者数合計 169人

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が発生する確率は、今後30年間で94.8%以上の確率で発生すると言われている。(地震：J-SHIS)

当町の地域防災計画によると、「埼玉県地震被害想定調査」の評価結果を考慮し、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震を「想定地震」として設定している。これによると想定する5つの地震のうち、「茨城県南部地震」と「関東平野北西縁断層帯地震」において、宮代町では震度6弱となるとしている。

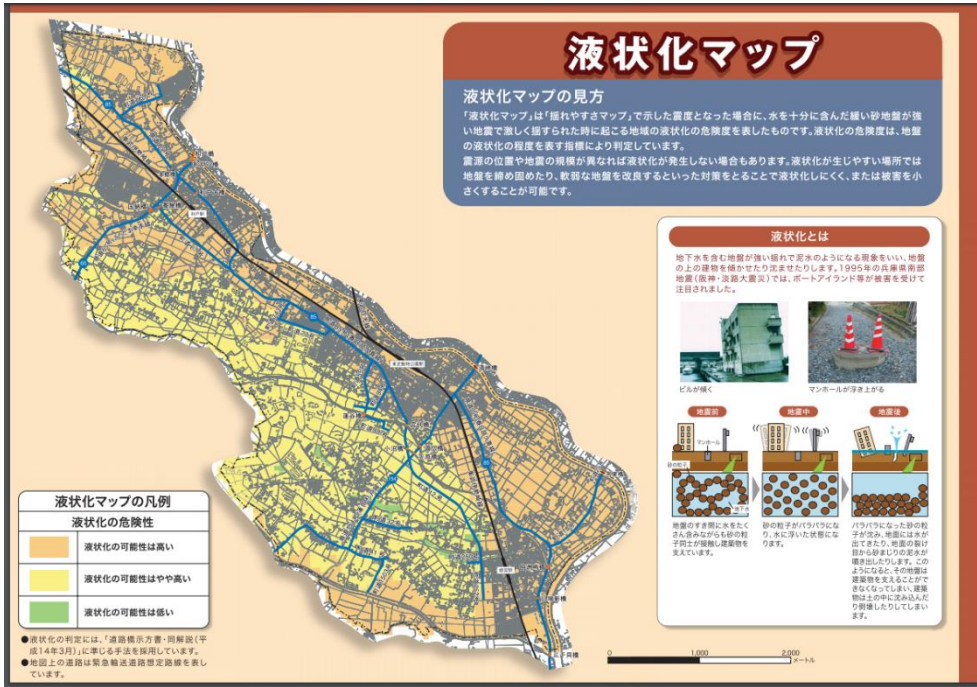
想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード	宮代町での最大震度	地震調査研究推進本部による長期評価
東京湾北部地震	東京湾北部を震源とする海溝型地震	M7.3	5強	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
茨城県南部地震	茨城県南部を震源とする海溝型地震	M7.3	6弱	今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
元禄型関東地震	相模湾～房総沖を震源とする海溝型地震。過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定	M8.2	5強	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
関東平野北西縁断層帯地震	深谷断層と綾瀬川断層を関東平野北西縁断層帯という一体の断層帯として想定した直下型地震	M8.1	6弱	今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
立川断層帯地震	立川断層帯を震源とする直下型地震	M7.4	5弱	今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

【参考文献：宮代町地域防災計画「想定地震一覧」より】



【参考文献：「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成24・25年度 埼玉県】

「茨城県南部地震」発生の際は、当町では死者は0～1人、全壊は79世帯、避難者は最大で780人、断水世帯は最大2,785世帯と推定されている。また、液状化の想定については、町の北東部及び東部の大落古利根川沿いに液状化可能性が高い区域が集中している。特に茨城県南部地震では、液状化の可能性が「高い」とされる区域が町内の0.7%存在する。



【参考文献：宮代町地震ハザードマップ】

当町の地震ハザードマップを見ると、当会を含む近隣地域において、建物倒壊危険度マップでは、建物被害率（地域内の建物で全壊する建物の割合）は3～5%未満となっている。

（その他）

当町は平野部に位置しており、1年間の平均気温は約16℃、降雨量は年間約1,200mm、時折台風・雷雨など気象災害に見舞われている。

地形的には、大宮台地の東北部にあたり、標高8～11mの台地と、その周辺に広がる標高6～7mの低地からなっており、台地としては県内で最も低い位置にある。また、古利根川の右岸に位置している和戸、須賀、百間、川端等の地域は、河川によって運ばれた土砂が堆積して、高くなった、いわゆる自然堤防を形成している。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 906社（平成28年経済センサス）
- ・うち、小規模事業者数 780社（平成28年経済センサス）

【商工業者の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス 業	その他	合計
120	66	32	185	123	352	28	906

【事業所の立地状況等】

- ・建設業：町内に広く分散している。
- ・製造業：事業所は少ないが、町内に分散している。
- ・卸売業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・小売業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・飲食・サービス業：中心市街地及び駅周辺に多い。
- ・その他：中心市街地及び駅周辺に多い。

（3）これまでの取組

1）当町の取組

ア）防災計画

当町では、第4次総合計画で「快適で住みよい生活環境をめざして」として、防災・防犯体制の充実を掲げている。

イ）防災訓練の実施

災害時の初期消火、避難、応急復旧、救助などの対応について、自治会や消防団などを中心に地域の特性に応じた実践的な防災訓練の実施を促進している。

ウ）防災備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し、情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗に対しても、物資調達の準備を要請できる体制準備を推進している。

2) 当会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発
- ・ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）と連携した災害共済への加入促進
- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品（土のう、テント、バケツ等）の完備

II 課題

現状として、宮代町と商工会の緊急時における取組みについては、災害時食糧、生活物資発注調達協定の締結にとどまっている。加えて、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員も十分でない。

更には、損害保険・災害共済に対する助言を行うことができる当会経営指導員等職員も不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年12月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担と連携体制を整理し、以下の事業を推進する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和3年に締結する「災害時における連携支援協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、宮代町ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所での自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険【商工会ビジネス総合保険】・共済加入等）について説明を行う。
- ・商工会報や宮代町広報、宮代町及び宮代町商工会ホームページ、定期的な配布物等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年度末までに事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・地域内事業所と一定の契約実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害保険の啓蒙・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称) 宮代町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、宮代町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8の地震）が発生したと仮定し、宮代町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
下記のように職員の居住地により災害発生時において、1～2名は出勤できるものと想定する。

【職員居住地一覧】

	白岡市	久喜市	春日部市	さいたま市	県外
5名	1名	1名	1名	1名	1名
通勤距離 (概算)	10km	12km	10km	16km	45km
通勤手段	車	車	電車	車	電車
所要時間	20～25分	20～25分	40～45分	40分	70分

- ・おおまかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

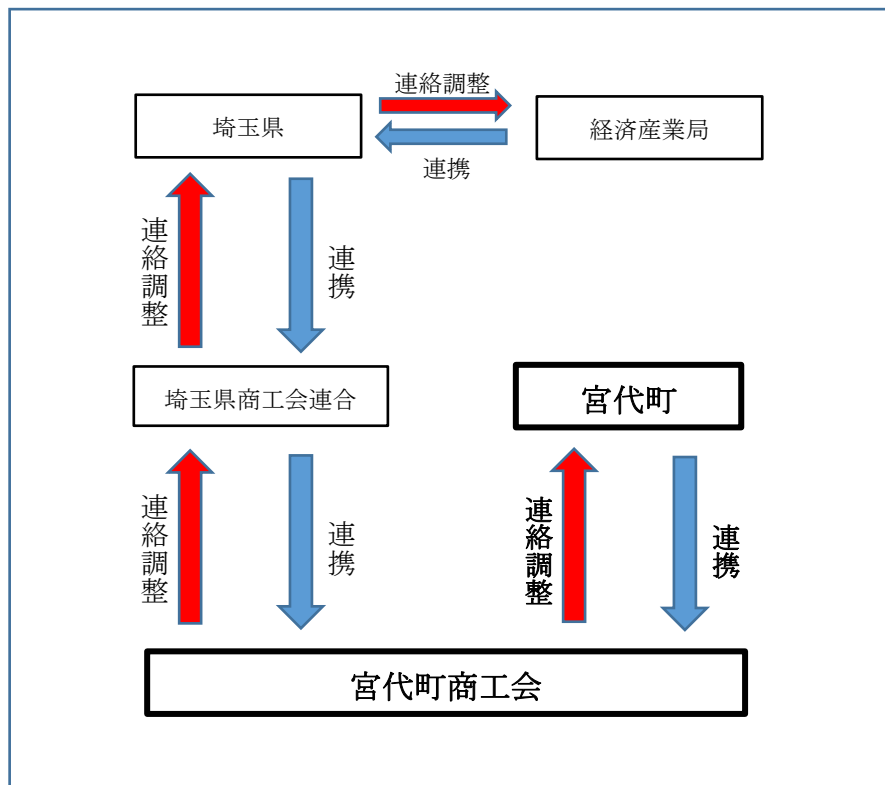
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。当会では、25名の役員および105名からなる地区総代制を敷いている。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動方法について取り決めを行う。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（被害総額、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認をしておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法により埼玉県に報告する。

【連絡体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、宮代町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策の迅速な提供と受付体制の整備を行う。（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。）

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

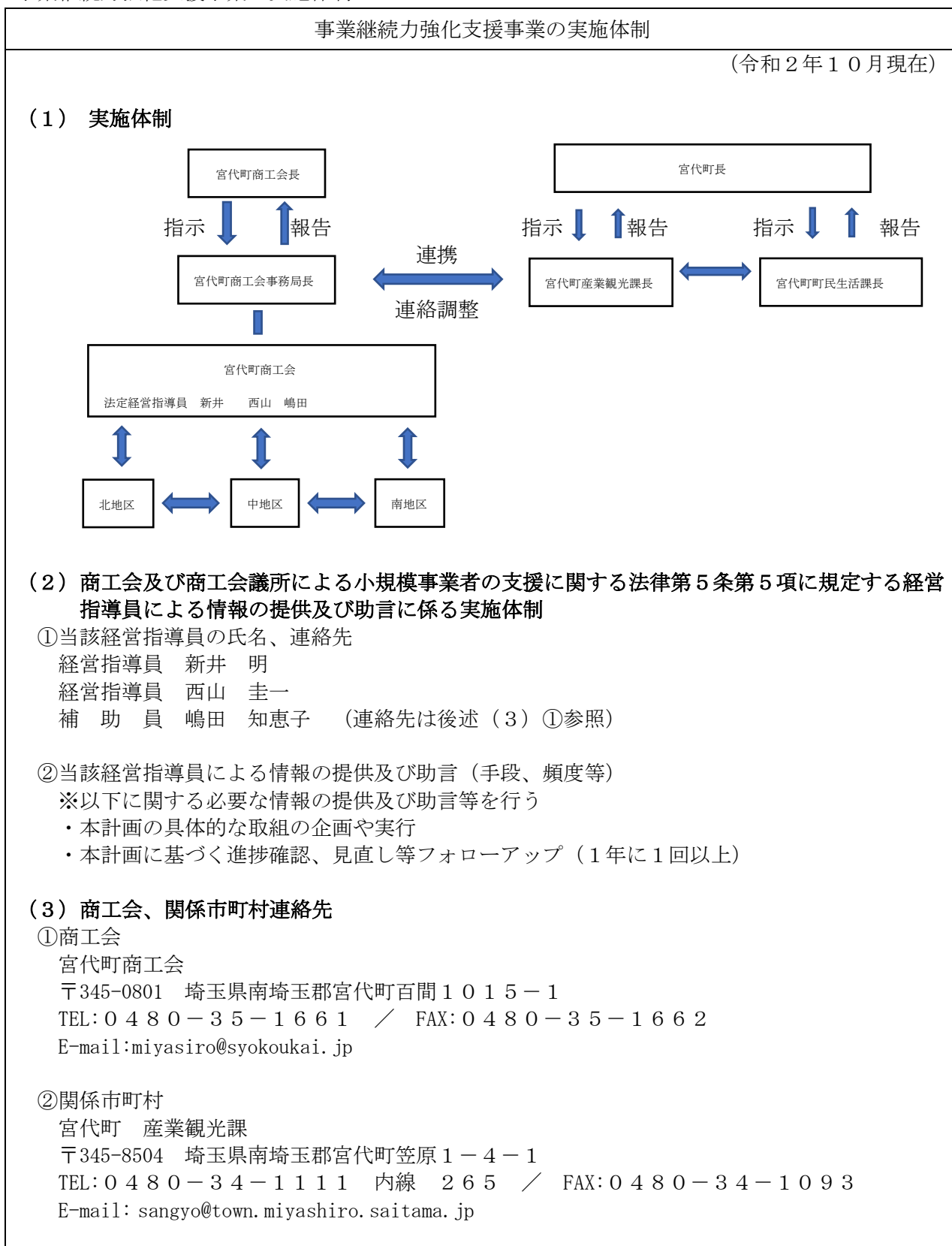
- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣の要請等を埼玉県等と協議する。
- ・ 災害からの復旧を図るため、資金調達等の経営相談については、法定経営指導員等が対応する。
- ・ 救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
中小企業等人材育成事業における助成金、会費収入、宮代町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 大宮ソニックシティビル7階	
II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎 宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 大宮ソニックシティビル7階	
連携して実施する事業の内容	
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。 ④BCP策定に向けての普及啓発セミナーを開催する。 II. 埼玉県火災共済協同組合 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害リスク等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策（事業休業や災害補償、保険、共済加入等）の周知・説明を行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成 II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供	
連携体制図等	

